

練馬区立自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 8 月 2 4 日

練馬区長 吉 田 健 一

練馬区規則第 8 9 号

練馬区立自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区立自転車駐車場条例施行規則（平成 4 年 7 月練馬区規則第72号）の一部をつぎのように改正する。

第 6 条第 2 項および第 4 項中「または第 3 号様式の 3」を削る。

別表第 1 練馬区立豊島園駅東自転車駐車場の項中「110台」を「117台」に改め、同表練馬区立石神井南自転車駐車場の項のつぎにつぎのように加える。

練馬区立石神井町八丁目自転車駐車場	自転車	80台	定期
-------------------	-----	-----	----

別表第 1 練馬区立東大泉自転車駐車場の項中「440台」を「451台」に改め、同表練馬区立東大泉第三自転車駐車場の項中「67台」を「69台」に改め、同表練馬区立上石神井駅南第三自転車駐車場の項中「150台」を「156台」に改め、同表練馬区立武蔵関駅南第二自転車駐車場の項のつぎにつぎのように加える。

練馬区立武蔵関駅南第三自転車駐車場	自転車	275台	定期・時間
-------------------	-----	------	-------

別表第 1 練馬区立氷川台駅第十自転車駐車場の項のつぎにつぎのように加える。

練馬区立氷川台駅第十一自転車駐車場	自転車	130台	定期
-------------------	-----	------	----

別表第 2 の 1 の表練馬区立石神井南自転車駐車場の項のつぎにつぎのように加える。

練馬区立石神井町八丁目自転車駐車場	自転車	屋根なし	一般	1,300円	3,700円	6,200円
			通学	900円	2,500円	4,300円

別表第 2 の 1 の表練馬区立武蔵関駅南第二自転車駐車場の項のつぎにつぎのように加える。

練馬区立武蔵関駅南 第三自転車駐車場	自転車	屋根 なし	一般	1,700円	4,800円	8,100円
			通学	1,300円	3,700円	6,200円

別表第2の1の表練馬区立氷川台駅第十自転車駐車場の項のつぎにつぎのように加える。

練馬区立氷川台駅第 十一自転車駐車場	自転車	屋根 なし	一般	1,500円	4,200円	7,200円
			通学	1,100円	3,100円	5,200円

別表第2の3の表練馬区立武蔵関駅南第二自転車駐車場の項のつぎにつぎのように加える。

練馬区立武蔵関駅南 第三自転車駐車場	自転車	屋根 なし	1	8時間につき100円。ただし、自転車を入車してから2時間以内に出車する場合は、無料とする。		
			2	前項ただし書の場合を除き、利用時間が8時間に満たない端数は、8時間とみなす。		

第3号様式の3を削る。

付 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項および第4項の改正規定、別表第1練馬区立豊島園駅東自転車駐車場の項、練馬区立東大泉自転車駐車場の項、練馬区立東大泉第三自転車駐車場の項および練馬区立上石神井駅南第三自転車駐車場の項の改正規定ならびに第3号様式の3を削る改正規定は、令和8年9月1日から施行する。